

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 9 月 8 日現在

機関番号：25301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17214

研究課題名(和文) 若年生活困窮者支援におけるパーソナライズ化と社会的企業のハブ機能の日英比較研究

研究課題名(英文) Personalisation of support for people living in poverty and Hub-function of social enterprise: Comparison between Japan and England

研究代表者

岩満 賢次 (IWAMITSU, KENJI)

岡山県立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号：00454893

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、若年生活困窮者支援について、英国との比較を通じて、「パーソナライズ化」の様相を把握すると共に、社会的企業の「ハブ機能(つなぎの役割)」の検討を行いながら、若年生活困窮者の総合的な支援のあり方を検討することを目的とし、日英の若者支援の相談窓口及び個別支援を行う社会的企業に対する事例調査を行った。本研究の結果、複合的課題を抱える若年生活困窮者には、パーソナライズ化された支援が生まれつつあると共に、利用者が個々の多様な社会的企業につながっていくハブ機能が生まれつつ実態が明らかとなったが、社会制度上の相違から、日本では就労訓練事業者としての社会的企業が十分に育っていない実態も明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：Through a comparison of Japan and England, this study aimed to analyze a personalized support system for people living in poverty, as well as the hub function of social enterprises, and to discuss a general support system for people living in poverty. I referred to case studies on general consultation centers and social enterprises that support people living in poverty in both countries.

As a result of case studies of Toyohashi City in Japan and Northampton City in England, I discovered that social enterprises that played the role of both a personalized system for people living in poverty and a hub function were useful for social inclusion. However, as result of job training operator research, it was also clear that work integrated as a social enterprise was not enough in Japan as there were differences among social institutions.

研究分野：地域福祉

キーワード：若年生活困窮者 ニート パーソナライズ化された支援 社会的企業のハブ機能 就労訓練事業者

## 1. 研究開始当初の背景

英国では、1990年代後半より設置のすすめられたローカル・パートナーシップ組織が解体され、代わって社会的企業が台頭してきている。また、対人援助全般において、個人のニーズに応じた切れ目のない総合的な支援を意味する「パーソナライズ化 (personalized)」の理念が強調されるようになり、若年生活困窮者支援の領域でも使用されるようになってきている。

日本においても、若年生活困窮者支援のローカル・パートナーシップ組織である「子ども・若者支援地域協議会」の設置が進められているものの、設置率は低い。代わって新しく制定された生活困窮者自立支援法 (以下、自立支援法) において社会的企業 (就労訓練事業を行う団体等) の認定制度が盛り込まれるなど、社会的企業が台頭すると共に、「パーソナライズ化」に対応する用語として「伴走型」が用いられるようになってきているなど、日英は同様の方向へ向かっている。

英国の「パーソナライズ化」は、高齢者・障害者のケアサービスにおいて先駆的に取り組まれているものの、この「パーソナライズ化」が利用者のニーズに応じた総合的なケアを提供するものとうたっている一方で、一層の障害学の個人モデルを推し進める消費者主義的なものとなる危険性も指摘されている (白瀬 2012)。

社会的企業についても、一層の市場化を推し進める社会的企業 (いわゆる「アメリカ型」と、社会的なつながりを重視する社会的企業 (いわゆる「ヨーロッパ型」) の双方の議論が混在している。生活困窮者は、総合相談 生活支援 中間的就労 一般就労その他の形態の生活へ移行していく中で、社会的企業のみで支援を行っているわけではなく、「パーソナライズ化」された支援の中で、支援の多面性及び連続性を保つために、他の機関との連携の下での支援が必要となる。すなわち、社会

的企業には、利用者を他の機関へつないでいく「ハブ機能 (つなぎの役割)」が重要となるのである。生活困窮者支援における「パーソナライズ化」「伴走型」や社会的企業といった概念が、公的予算削減の中で、より一層の市場化を推し進めるものであれば、生活困窮者をより一層排除するものとなることが危惧される。

そのようなことから、生活困窮者支援の「パーソナライズ化」「伴走型」という概念が意味すること及びその実態を捉えること、そして若年生活困窮者支援の中核となる社会的企業の「ハブ機能 (つなぎの役割)」を強化する仕組みを検討することが重要である。

<参考文献> 白瀬由美香「イギリスのパーソナライゼーション施策 選択を重視したケア推進の意義と課題」『障害学研究』第8号、86-106頁、2012年。

## 2. 研究の目的

上記のことから、本研究の全体構想は、日本で制度化されつつある若年生活困窮者支援について、先駆的な取り組みを行っている英国との比較を通じて、「パーソナライズ化」の様相を把握すると共に、社会的企業の「ハブ機能 (つなぎの役割)」の検討を行いながら、若年生活困窮者の総合的な支援のあり方を検討することにある。上記の全体構想を達成するために、大きく分けて、「パーソナライズ化」に関する研究と「社会的企業」に関する研究を行う。

○「パーソナライズ化」に着眼した研究課題としては、次の2点である。

研究課題(1)『「パーソナライズ化」『伴走型』の概念と実態の比較』として、英国の若年生活困窮者支援における「パーソナライズ化」の意味と、日本の「伴走型」の意味及びその用いられ方の実態を比較し、政策的な位置づけの類似点・相違点を明らかにする。

研究課題(2)『「パーソナライズ化」された支

援の実態の把握」として、英国の「パーソナライズ化」と日本の「伴走型」の支援の実際を比較し、実態の類似点・相違点を明らかにする。

○「社会的企業」に着眼した研究課題としては、次の2点である。

研究課題(3)「社会的企業の社会的意義・役割の比較」として、日英の若年生活困窮者支援を行う社会的企業の社会的意義・役割を実証的に明らかにする。

研究課題(4)「社会的企業のハブ機能(つなぎの役割)の比較」として、日英の社会的企業のパーソナライズ化された支援のハブ機能(つなぎの役割)の実態を明らかにする。

以上のことを通じて、若年生活困窮者の支援の「パーソナライズ化」と社会的企業の「ハブ機能」の両者を通じた総合的な支援のあり方を検討する。

### 3. 研究の方法

2015年度には、若年生活困窮者支援における「パーソナライズ化」「伴走型」に関する日英の諸文献を収集し、分析した。日本の専門家から研究会において生活困窮者支援の実態を報告いただいた。英国について、ノーザンプトン市において若者の総合相談窓口、若者支援を行う社会的企業に関するヒアリング調査を実施した。また、研究者に対するヒアリング調査も実施した。日本においては、愛知県内において、生活困窮者の総合相談窓口のヒアリング調査を実施した。また3か所の生活困窮者支援を行う社会的企業に関するヒアリング調査を実施した。

2016年度には、日本の実態を把握するため及び、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業者を調査するため、国内6か所の事業者ヒアリング調査を行った。自治体の関係者2件へのヒアリング調査及び自立相談支援事業者2件へのヒアリング調査を行った。

英国について、自治体の担当者、生活困窮者支援の相談窓口、就労訓練事業者それぞ

れへのヒアリング調査を行った。さらに、研究者との意見交換も行った。

これらの理解を深めるために、関連の研究会にも定期的に参加した。さらに、生活困窮者自立支援制度における地域福祉をより検討していくために、地方自治体の地域福祉計画に生活困窮者自立支援制度の位置づけを調査した。

2017年度には、英国の補完調査を実施した。また、6月21日に愛知教育大学において、日英若者サポートシンポジウム「日英若者サポートシンポジウム：困難を抱えた子ども・若者に社会的企業は未来を切り開けるか」を開催した。英国の社会的企業 Right Resolution の実践者である Wendy Bannerman 先生と愛知県豊橋市の一般社団法人東三河セーフティネットの代表理事である金田文子先生に登壇して頂き、若年生活困窮者支援の実践について議論を行った。

全体の研究成果の報告として、12月にはオーストラリアのメルボルンでの国際学会 ISIRC において、「Social enterprises and enhancing the employability of young people leaving care in the UK and Japan」を Wendy Bannerman 先生と共同で報告を行った。

### 4. 研究成果

○「パーソナライズ化」に着眼した研究課題

(1) 日本について

日本では、子ども若者育成支援推進法以降、若年生活困窮者支援の枠組みが整い、生活困窮者自立支援制度の施行により、拡大してきている。

日本では、「伴走型」の概念が用いられているが、このような考え方を歴史的に考察を行った結果、大阪府の方面委員制度の資料からも類似していることが明らかとなった。すなわち、自立支援制度と方面委員制度には、生活困窮者に包括的な相談者を用意し、地域全

体の社会資源を活用しながら生活再建を目指し、就労を通じた自立支援を目指すという点など共通点も多く、制度の設置の目的そのものは同様であった。

## (2) 英国について

英国については、若年無業者支援の運営体制の変化を分析することにより、若年生活困窮者支援のパーソナライズ化について検討した。英国の現在の若年無業者支援は2001年の地域再生政策におけるコネクションズ・サービスを発端として形成されている。しかしながら、2010年の政権交代により、労働党政権から保守党を中心とした政権へ移行した。その際に、若年無業者支援の運営体制も変化し、国、地方自治体、事業者の役割は大きく変化している。具体的には、若年無業者支援の責任が学校と地方自治体に移管され、地方自治体が行うコミッションングのもとに、事業者は競争原理の中で事業を展開するようになっている。事業者の競争原理には、地方自治体から事業を受託する際の競争入札とその評価に伴うものと、事業者と他事業者との関係性の間のサービスの売買という側面とがみられ、事業者の受託には大企業の参入も見られた。民間非営利組織は、地方自治体におけるガバナンスと共に、準市場の中でのアクターとしての役割が大きくなっている様相が見えた。

## (3) 比較検討

この「パーソナライズ化」の点については、日英共に進められていることが明らかとなった。そして、それは、行政ではなく、民間の窓口であることが明らかとなった。

日本の豊橋市の事例では、東三河セーフティネットが若年生活困窮者のパーソナライズ化された支援を行っていた。英国のノーザンプトン市の事例では、Right Resolutionがケアリーパーの若者に対して、パーソナライズ化された支援を行っていた。

いずれの団体も就労のみならず、幅広く若者の人生を後押しするような包括的な支援を

心掛けていた。

## ○「社会的企業」に着眼した研究課題

前述した両団体(東三河セーフティネット、Right Resolution)は、個別相談を受ける窓口である一方で、社会的企業であるとも言える。それは、両団体ともに就労訓練の場をビジネスの手法を用いて、用意していることから分かる。また、活動の資源を多角的に集めていることも注目に値する。

## (1) 日本について

東三河セーフティネットでは、主に子ども若者育成支援推進法及び生活困窮者自立支援制度の市の財源を基に活動しているものの、他方で財団からの助成金や企業等からの土地の提供なども含め、活動を展開している。

## (2) 英国について

Right Resolutionは、主に財団からの寄付で活動を行っており、その他寄付金などが中心となっている。公的な財源は受け取っていない。

## (3) 比較検討

両団体共に、相談窓口や就労支援といった単体の業務ではなく、生活に困難を抱える若者の継続的な支援を行うことに着眼していた。また、地域の企業や団体など多様な社会資源と関わりを持ち、ハブ機能(つなぎの役割)を果たしながら活動を行っていた。

両団体の相違点としては、日本の場合は、公的財源の割合が高く、他方英国では政府からの独立性が重視されていた。

## (4) その他の社会的企業に関する調査研究

日本の生活困窮者自立支援制度に基づく就労訓練事業者の動向について、国のデータを基にした利用状況の分析、国内6か所の就労訓練事業者に対するヒアリング調査の結果、就労訓練事業者の認定が全国的に進んでいないこと、自治体ごとに認定の在り方に差があること、利用状況も低迷していることが明らかとなった。

## ○結論

以上のことを通じて、若年生活困窮者の支援の「パーソナライズ化」と社会的企業の「ハブ機能」の両者を通じた総合的な支援のあり方を検討した結果、次のことが明らかとなった。

- ・ 若年生活困窮者支援には、従来の各制度に基づく個別の支援ではなく、パーソナライズ化された支援が具現化されてきている。
- ・ 社会的企業は、雇用の創出や訓練の提供のみではなく、その前後のハブ機能(つなぎの役割)が重要であり、実際に社会的企業の実践が日英で見られた。
- ・ 両国に共通する課題として、団体の持続可能性である。両団体共に多様な資源を求めているものの、安定した収入を持続する方策はまだ明らかとなっていない。
- ・ 日本では、生活困窮者自立支援制度に就労訓練事業者の認定制度などが開始されたが、一般的に社会的企業を育成する仕組みが不十分であり、その利用は伸びていない。
- ・ 英国では、コミュニティ利益会社のように、社会的企業の法人格があるなど、社会的企業の法体制があるものの、近年の緊縮財政の影響のもと、社会福祉そのものが弱くなりつつある。

以上のことから、複合的課題を抱える若年生活困窮者には、パーソナライズ化された支援が必要である共に、利用者が個々の社会的企業につながっていくハブ機能(つなぎの役割)が生まれつつある実態が明らかとなった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

岩満賢次「中山間地域の地域自治組織における地域福祉活動への取り組み：島根県益田市の取り組みから」『国際公共経済研究』(国際公共経済学会) 第28号、55-

61頁、査読有、2017年。

岩満賢次「英国若年無業者支援における民間事業者の役割の変化：行政との関係性に着目して」『障害者教育・福祉学研究』(愛知教育大学教育学部障害児教育講座) 第13巻、39-46頁、査読無、2017年。

岩満賢次「社会的包摂/排除の概念整理と社会的企業の役割：分断と共生の視点から」『愛知教育大学教育学部現代学芸課程臨床福祉心理コース記念誌』91-102頁、査読無、2017年。

岩満賢次「生活困窮者自立支援制度の認定就労訓練事業者の動向」『賃金と社会保障』(旬報社) No.1676(2017年2月下旬号) 45-51頁、査読無、2017年。

岩満賢次「英国介護パーソナライゼーション政策の財政と公私関係：対象者別の財政配分の比較から」『障害者教育・福祉学研究』(愛知教育大学教育学部障害児教育講座) 第12巻、29-36頁、査読無、2016年。

岩満賢次「若者支援体制におけるローカル・パートナーシップ組織が与えた影響 - 子ども・若者支援地域協議会を事例として - 」『日本の地域福祉』(日本地域福祉学会) 第28号、43-53頁、査読有、2015年。

〔学会発表〕(計12件)

橋本理、岩満賢次、柴田学「中山間地域における新しい地域づくりと連帯経済(1) -地域振興と地域福祉の有機的な展開-」2016年6月12日、日本地域福祉学会第30回記念大会(於：日本社会事業大学)。  
岩満賢次、橋本理、柴田学「中山間地域における新しい地域づくりと連帯経済(2) -社会福祉協議会による小地域ネットワーク活動の取り組み-」2016年6月12日、日本地域福祉学会第30回記念大会(於：日本社会事業大学)。

柴田学、橋本理、岩満賢次「中山間地域における新しい地域づくりと連帯経済(3)-益田市種地区における住民自治と地域振興の取り組み-」2016年6月12日、日本地域福祉学会第30回記念大会(於:日本社会事業大学)。

岩満賢次「生活困窮者自立支援制度の現代的意義とその特徴-方面委員制度との比較から-」2016年9月11日、日本社会福祉学会第64回秋季大会(於:佛教大学)。

Kenji Iwamitsu「The role of social enterprises in supporting the self-reliance of people living in poverty in Japan」,2016年9月24日 The 4th International Conference on Social Enterprise in Asia(於: Hong Kong Convention and Exhibition Centre)。

岩満賢次「中山間地域の地域振興における地域福祉活動への取り組み」2016年12月4日、国際公共経済学会第31回研究大会(於:大阪市立大学)。

岩満賢次「地域福祉計画における生活困窮者自立支援制度の位置」2017年4月22日、日本社会福祉学中部ブロック2017年度春の研究例会(於:名古屋市総合社会福祉館)。

岩満賢次「英国介護政策ダイレクトペイメントにおける非営利組織の役割」,2017年5月14日、日本NPO学会第19回年次大会(於:東京学芸大学)。

Kenji Iwamitsu, 「The Role of Social Enterprises in Supporting the Self-reliance of People living in Poverty in Japan and Korea」2017年7月4日、6th EMES International Research Conference on Social Enterprise(於: Université Catholique de Louvain, Louvain-la-Neuve, Belgium)。

岩満賢次「英国介護政策におけるチャリティの第三者アドヴォカシーのコミッシ

ョニング体制」2017年12月10日、国際公共経済学会第32回研究大会(於:立教大学池袋キャンパス)。

Kenji Iwamitsu, Wendy Bannerman, 「Social enterprises and enhancing the employability of young people leaving care in the UK and Japan」,2017年12月12日、9th International Social Innovation Research Conference(於: Swinburne University of Technology, Melbourne, Australia)。

岩満賢次「生活困窮者自立支援制度と財政:地方交付税の単位費用の視点から」,2017年3月10日、国際公共経済学会第6回春季大会(於:島根県民会館)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表

岩満 賢次 (IWAMITSU Kenji)

岡山県立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号:00454893